

品川区子育て支援団体育成支援助成金交付要綱

制定 令和3年6月1日区長決定

要綱第331号

(目的)

第1条 この要綱は、区内で子育て支援活動を実施する団体を組織し、活動しようとする者に対し、その団体の立ち上げ経費の全部または一部を助成することにより、地域における子育て支援団体の活動を促進し、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱に基づく助成金の交付の対象となる者は、次条に定める活動（以下「子育て支援活動」という。）を行う団体を新たに立ち上げる者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 品川区内（以下「区内」という。）で子育て支援活動を行う団体であること。
- (2) 区内に主たる事務所または活動拠点を有する団体であること。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の個人、法人その他の団体のみの利益を図ることを目的とする団体でないこと。
- (5) 概ね5人以上で構成されている団体であって、当該団体の構成員が、既にこの要綱に基づく助成金の交付を受けている団体に所属していないこと。
- (6) 団体の代表者が区内に在住し、在勤し、または在学する者であること。
- (7) 1年を通じて、子育て支援活動を月1回以上、かつ、1回あたり概ね2時間以上実施する見込みがあること。
- (8) 団体の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (9) 政治、宗教または選挙活動を目的としていないこと。
- (10) 暴力団または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。
- (11) 第7条第2項の規定による助成金の交付決定を受けた日から2年以上子育て支援活動を継続する見込みのある団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が助成することが適切でないとする団体は、助成対象外とする。

(子育て支援活動)

第3条 前条の規定により団体が行う子育て支援活動は、主に品川区民を対象として行われる活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 親子の交流の場の提供および交流の促進につながる活動
- (2) 子育て等に関する相談および援助に関する活動
- (3) その他区長が適当と認める活動

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、団体の立ち上げに必要な経費であって、別表に定めるものとする。ただし、助成対象経費は、交付申請の日の属する会計年度が終了する日までに支出が完了する経費に限る。

2 当該助成対象経費は、前項の助成対象経費の合計額から当該助成対象事業の実施に係る収入を減じた額とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1団体につき、助成対象経費に別表の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該助成金額は、別表に定める額を限度とし、1千円未満の額は切り捨てるものとする。

2 助成金の総額および支給件数は、毎年度予算の範囲内で決定する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ品川区子育て支援団体育成支援助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の運営に関する定款、規約、会則等の写し
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、その可否および交付額を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定によりその可否および交付額を決定したときは、品川区子育て支援団体育成支援助成金交付決定通知書（第2号様式）または品川区子育て支援団体育成支援助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求および交付)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受理した日から30日以内に品川区子育て支援団体育成支援助成金交付請求書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成対象経費に係る支出が完了した日から30日以内または交付決定の日の属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、品川区子育て支援団体育成支援助成金交付事業実績報告書兼精算書（第5号様式）に次に掲げ

る書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他区長が必要と認める書類
(助成金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により、提出された実績報告書を審査し、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、品川区子育て支援団体育成支援助成金交付額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知する。

- 2 前項の規定による助成金額の確定の結果、既に交付を受けた額が当該助成確定額を超えるときは、交付決定者は、定められた期限までに区長にその差額を返還しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合であって、既に交付した助成金があるときは、交付決定者に対し、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還は、品川区子育て支援団体育成支援助成金返還請求書（第7号様式）により行うものとする。

(関係書類の保存等)

第13条 交付決定者は、助成対象事業に係る収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業年度終了後5年間保存するものとする。

- 2 助成対象者は、区長の要求があった際は、速やかに前項の証拠書類を提出するものとする。

(報告、調査等)

第14条 区長は、必要があると認めるときは、子育て支援活動の執行について状況報告書の提出を求め、または助成金に係る関係書類を調査することができる。

(適用)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

助成対象となる経費

区分	内容	補助率	上限額
報償費	団体の立ち上げに必要な研修の講師、アドバイザー等外部の専門家に対する謝礼金	4/5	10万円
使用料および 賃借料	パソコン、プリンター等の設備および機材のレンタル料(団体立ち上げ準備のために使用した期間に限る。)	1/3	10万円
	会場使用料(団体立ち上げ準備のために使用した日数分の日額使用料に限る。)	4/5	
広報関係費	ポスター、パンフレット等の作成経費。 Webサイト作成経費。	4/5	5万円
消耗品購入費	事務用品、用紙、書籍等の購入費用。印刷費用等	4/5	5万円